

## 高度プロフェッショナル制度の創設に反対する会長声明

政府は、本年4月6日、特定高度専門業務・成果型労働制（以下「高度プロフェッショナル制度」という。）を含む労働基準法改正法案を国会に提出し、同法案は、5月31日に衆議院を通過し、今後参議院における審議が予定されている。

今般の労働基準法改正法案は、元々、裁量労働制の対象業務拡大を含むものとして提出が予定されていたものであるところ、裁量労働制の対象業務拡大は長時間労働の蔓延を招くという世論の厳しい批判を浴び、法案から分離されることとなったものである。そして、高度プロフェッショナル制度にも、以下に述べるように、問題点が存する。

第一に、この制度下では、対象労働者が労働基準法における労働時間規制の適用対象外となるため、過労死等の原因となる長時間労働のさらなる蔓延がもたらされるおそれがある。今般の労働基準法改正法案においては、従前厚労省告示に委任されていた労働時間の最長時間規制を法定化することが予定されているが、これは長時間労働の抑制を目的とするものであると説明されている。高度プロフェッショナル制度はこれとは逆に、労働時間規制を大幅に緩和する方向のものとされており、法案全体として矛盾をはらむものとなっている。

第二に、高度プロフェッショナル制度の対象者の範囲は限定されているとはいえない。今般の法案そのものにおいては、高度プロフェッショナル制度の対象業務は全て省令委任されることになっており、対象年収額も、平均給与額の3倍の額を相当程度上回る水準という目安のもと、やはり省令委任されることになっている。このような制度設計の下では、高度プロフェッショナル制度の対象業務は、国会審議における法律案のチェックを受けることなく、大幅に拡大されていくおそれがある。本制度の内容が、対象労働者に対する労働時間規制の適用除外という、極めて重大なものであることに鑑みると、余りに緩い限定であると言わざるを得ない。

第三に、本改正法案では、高度プロフェッショナル制度適用時の長時間労働防止措置が定められているが、法で示された3つの措置のうちいずれか1つを選択すれば足り、違反に対する罰則も定められていないため、実効性に欠ける。また、医師による面接指導の義務付けも、残業時間が100時間を超える場合に限られており、長時間労働の抑

制手段としては不十分である。そもそも残業時間100時間というのは現行法制下における過労死基準に達する労働時間であり、このような長時間の残業をさせようとするれば、そのこと自体に問題があるのであり、その時間数を超過した場合に医師の面接指導を義務付けるというのでは過重労働そのものの防止策にはなっていない。

最後に、本改正法案は、成果によって評価される働き方を広げることを目的としているが、法案のどこにも、使用者に対して成果型賃金制度の導入を義務付ける項目は含まれていない。そもそも、現行法制下においても成果型賃金制度の導入は可能であり、現に多数の企業において採用されている。労働時間規制の在り方と成果型賃金制度の導入に論理必然的な関連性はなく、「働き方改革」という改正法案の目的と規制内容が整合しているとはいえない。

以上より、当会は、高度プロフェッショナル制度の創設に反対する。

平成30年6月15日

千葉県弁護士会  
会長 拝 師 徳 彦